那須塩原市環境影響評価条例について

制定の趣旨

環境影響評価(環境アセスメント)とは、環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者自らが計画段階の配慮、調査・予測・評価、事後調査を行い、環境の保全に必要な措置を検討するとともに、その結果を公表して市民や専門家の意見を聴くことで、より良い事業計画を作り上げるための制度です。

環境影響評価法に基づく環境アセスメント(法アセス)や栃木県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント(県条例アセス)は、規模が大きな事業を対象としており、那須塩原市の地域特性に合わせた環境アセスメントが十分になされないおそれがあります。

そのため、那須塩原市環境影響評価条例に基づく環境アセスメント(市条例アセス)は、那須塩原市の地域特性に配慮して実施する必要がある事業、かつ、法アセスや県条例アセスよりも小規模な事業について行うこととしています。

市条例アセスの手続を定め、環境アセスメントの結果を事業内容に反映させることにより、事業が環境の保全に適正に配慮して行われるようにすることを確保することで、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

環境影響評価の手続き

市条例アセス(環境影響評価)の手続きは、

- ①計画段階配慮手続
- ②方法書手続
- ③準備書手続
- ④評価書手続
- ⑤事後調查報告書手続

の5段階に大別され、調査・予測・評価の結果を資料化した図書(環境影響評価書等)を作成・公表し、広く地域住民等から意見を聴きます。

事業者は、得られた意見を取り入れるよう努めることとなります。

- ○調査 予測・評価を実施するために必要な地域の環境情報を収集(文献、統計情報、現地調査 など)する。
- ○予測 事業を実施したことによって、環境がどのように変化するのか、調査の結果などをもと に予測する。
- ○評価 事業を実施した場合の環境への影響を検討する。

1 配慮書

事業者が、事業の位置・規模等の検討段階において環境保全のため に適切な配慮すべき項目の検討結果をまとめ、住民等から意見を聴 くための図書

方法書

配慮書をもとに、対象事業に係る環境アセスメントの項目及び環境 要素ごとの調査・予測・評価の手法等についてまとめ、住民等から 意見を聴くための図書

3 準備書

環境アセスメントを実施した結果をまとめ、住民等から意見を聴く ための図書

評価書

準備書の段階で寄せられた意見を踏まえ、必要に応じてその内容を 修正し環境アセスメントを確定させる図書

事後調査報告書

工事中及び事業等の運用中に実施した事後調査やその結果に応じて、講じた環境保全対策、効果が不確実な環境保全対策の状況等についてまとめた図書で、住民等から意見を聴くとともに、必要に応じて再調査を行うためのもの

対象事業

市条例アセスでは、那須塩原市の地域特性を踏まえ、特に環境に影響を及ぼす可能性のある事業として、現在、次の事業が環境アセスメントの対象となっています。

	市条例アセス	県条例アセス	法アセス
対象事業	※法アセス及び県条例	(普通地域)	(第1種事業)
	アセス対象事業は除く		
太陽光発電所の設置又は	森林伐採面積 5 ha以上	敷地面積50ha以上又は	出力 4 万kw以上
変更	林怀以沐山惧 3 Nd以上	森林伐採面積20ha以上	山刀 4 刀 KW 以上
廃棄物最終処分場の設置	すべて	埋立面積10ha以上	埋立面積30ha以上
又は変更	9.7	上本田恒1011d以上	上 本 山 個 3 0 Hd 火 上

※法アセス、県条例アセスは平成11年施行

太陽光発電所は環境アセスメントの対象事業ではありませんでしたが、全国的に導入が進んだ結果、土砂流出や濁水、景観の破壊など、環境影響へ問題が生じる事例が増えています。

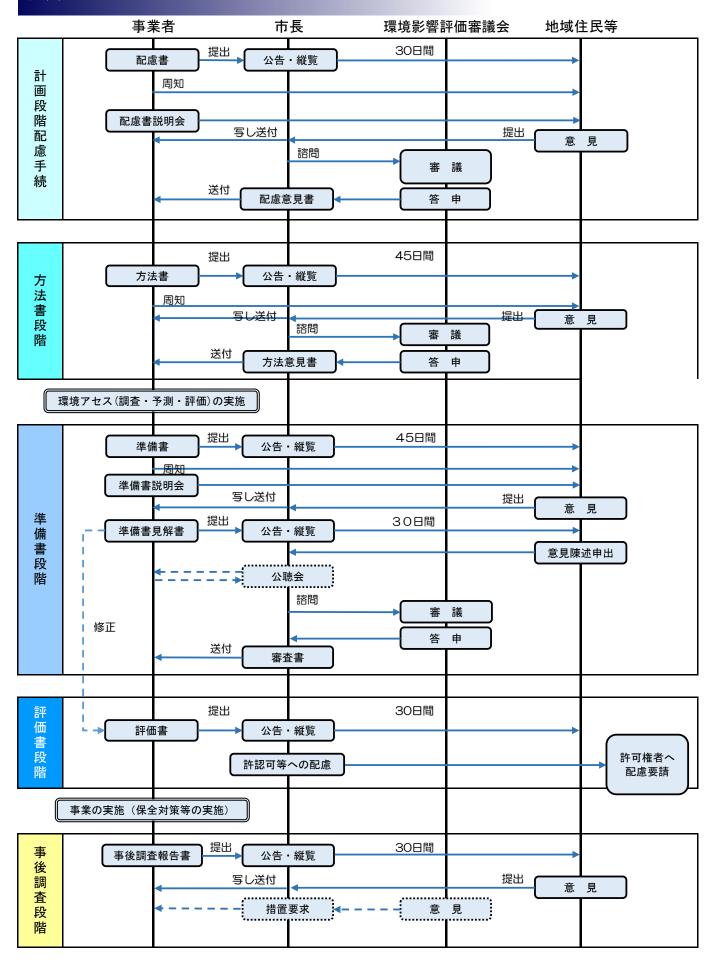
そのため、

法アセス 令和2年 4月 1日 県条例アセス 令和2年12月 1日

に太陽光発電所が対象事業に追加されることになりました。

那須塩原市も、太陽光発電所の導入が進んでいることから、環境の保全に配慮した事業の実施を確保するため、対象事業として設定しました。

市条例アセスの手続き



配慮書段階の手続き

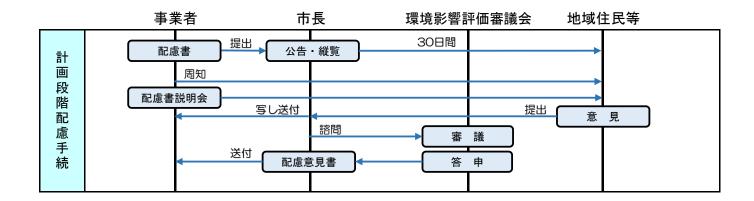
配慮書とは、事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業者が、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書です。

配慮書の作成の際には、事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行うとともに、実施想定区域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域の環境をよく知っている住民をはじめとする一般の方々、学識経験者、市等の意見を取り入れるよう努めます。

意見聴取の方法として、配慮書の公告・周知、説明会の開催、意見書の提出を規定しており、さらに市長は必要に応じて学識経験者の意見を聴いたうえで配慮意見書を作成して送付します。

配慮書段階での説明会の開催は市条例の特徴で、早期段階から住民等の意見を取り入れることでより柔軟な環境配慮が可能となり、法アセスや県条例アセスと比べても効果的に環境影響の回避、低減が図られるようにしています。

事業者は、配慮書の内容を方法書以降の手続きに反映させることになっています。



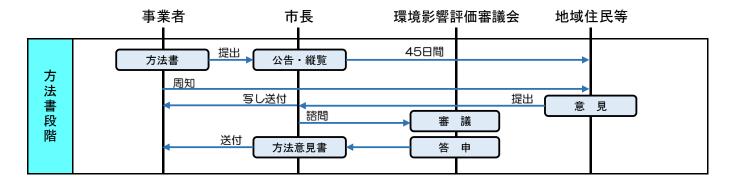
方法書段階の手続き

方法書とは、環境アセスメントにおいて、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を示した図書です。

方法書の作成の際も、地域の環境をよく知っている住民をはじめとする一般の方々、学識経験者、 市等の意見を取り入れるよう努めます。

方法書での意見聴取の方法として、方法書の公告・周知、意見書の提出を規定しており、さらに市 長は必要に応じて学識経験者の意見を聴いたうえで方法意見書を作成して送付します。

事業者は、市長や住民の意見を踏まえて、環境アセスメントの項目並びに調査・予測・評価の手法 を選定し、対象事業に係る環境影響評価を行わなければなりません。



環境アセスメントの実施

事業者は、配慮書手続、方法書手続で得られた意見を踏まえて、対象事業の内容や地域の環境状況 を考慮して、環境アセスメントの対象とする環境項目(大気質、水質、振動、騒音等)を選定します。 事業者は選定した項目や手法に基づいて、調査・予測・評価を実施します。

また市長は、環境項目や調査・予測・評価の手法等の技術的な事項についてまとめた技術指針を、 学識経験者の意見を聴いて策定します。

調査

予測・評価をするために必要な地域の環境情報を収集するための調査を行います。

方法例 ・現地で、測定や観察する

・既存文献等を集めて解析、整理する

予測

事業を実施した結果、環境がどのように変化するのかを予測 します。

方法例 ・各種の予測計算式に基づいて計算する

・予測図等を作成する

評価

事業を行った場合の環境への影響について検討します。

内容例 ・最大限の対策がとられているか

・環境保全に関する基準、目標等を達成しているか

準備書段階の手続き

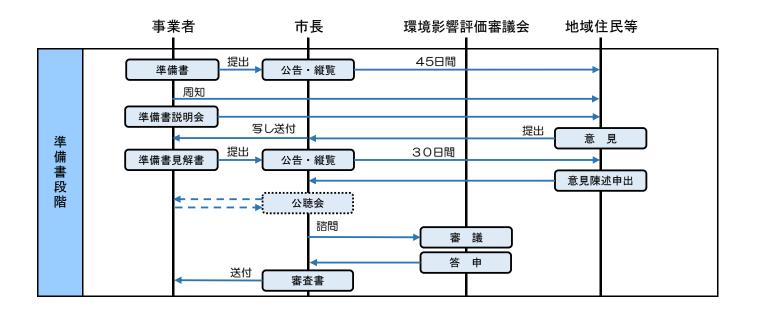
準備書とは、環境アセスメント(調査・予測・評価)の結果、環境保全対策の検討の結果を示し、 環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた図書です。

準備書の作成の際にも、配慮書段階の手続と同様に、準備書の内容について説明会を開催し、関係 地域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域の環境をよく知っている住民をはじめと する一般の方々の意見を取り入れるよう努めます。

説明会開催以外の意見聴取の方法として、準備書の公告・周知、意見書の提出を規定しています。 また、意見書が提出された際は、事業者はその意見に対する見解を示しますが、その見解への意見 を聴くために市長は公聴会を開催します。

公聴会の開催は市条例の特徴で、住民等の意見を複数回取り入れる機会を設けることで、事業への合意形成がより図られるようにしています。

市長は、住民等の意見、公聴会の結果に配意し、学識経験者の意見を聴いたうえで、準備書について環境の保全の見地から審査を行います。



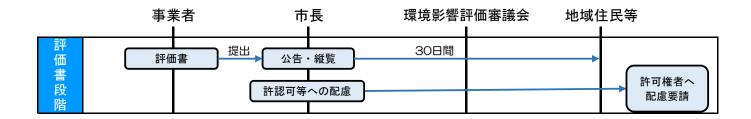
評価書段階の手続き

評価書とは、準備書に寄せられた意見等を踏まえて内容に検討を加え、環境アセスメントを確定させる図書です。

市長は、事業実施に係る許認可を行う場合には、評価書の内容を配慮することで、実際の事業に環境アセスメントの結果が反映されるようにします。

また、市長以外が許認可を行う場合にも、評価書の内容を配慮するよう要請し、環境アセスメントの結果が反映されるようにします。

なお、評価書を公告するまでは、事業を実施することはできません。



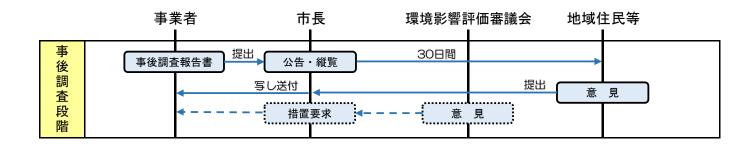
事後調査報告書段階の手続き

事後調査報告書とは、工事中及び事業等の運用中に実施した事後調査やその結果に応じて、講じた 環境保全対策、効果が不確実な環境保全対策の状況等についてまとめた図書です。

事後調査の結果、新たな環境保全見地をとる必要があるときは、事業者は適切な措置を講じなければなりません。

事後調査報告書も意見聴取の方法として、事後調査報告書の公告・周知、意見書の提出を規定しています。

また市長は、必要に応じて学識経験者の意見を聴いたうえで、対象事業による環境影響の程度が著しいおそれがあると認めるときは、事業者に必要な環境保全措置を講じるように求めます。



法アセス、県条例アセスとの関係

一つの事業について、法アセス、県条例アセスと市条例アセスの手続を重複して行うことは、事業者にとって過度の負担となるおそれがあります。

そのため、市条例アセスでは、法アセス対象事業、県アセス対象事業を対象外とする規定を置き、 手続が重複したり、手続の進行が妨げられないように配慮しています。

技術指針

市条例アセスでは、環境項目や調査・予測・評価の手法等の技術的な事項についてまとめた技術指針を、学識経験者の意見を聴いて策定します。

この技術指針は、事例の集積、科学的知見の進展等に応じ必要な改定を行い、より環境アセスメントが適切に行われるようにします。

環境項目(17項目)(素案)

- · 大気質
- · 水質·水象
- 地下水
- ・ 土壌
- · 騒音
- · 振動
- · 地盤
- · 悪臭
- ・ 地形及び地質
- 植物
- · 動物
- 生態系
- · 景観
- ・ 人と自然との触れ合い活動の場
- · 廃棄物等
- ・ 温室効果ガス
- ・光害